

## 《特別企画》最新コンプライアンス対策セミナー — 民法（相続編）改正、犯収法規則改正のポイントと 金融機関の実務対応上の留意点

**日 時**

2018年11月22日（木）  
13:00～16:00（受付開始12:30）

**会 場**

法政大学 新一口坂校舎（東京都千代田区九段北3-3-9）  
<http://www.im.i.hosei.ac.jp/contact/access/>  
市ヶ谷駅（JR、有楽町線、南北線、都営新宿線）徒歩10分  
飯田橋駅（JR、東西線、有楽町線、南北線、都営大江戸線）徒歩10分  
九段下駅（東西線、半蔵門線、都営新宿線）徒歩15分

**概 要**

本年7月に成立した民法（相続編）改正のうち自筆証書遺言の要件の見直しは来年1月に施行されるため、金融機関は、年内に事務の見直方針を確定する必要があります。また、来年7月以降に順次施行される上記以外の改正対応に関し、金融機関の事務等の見直しが必要な場面が少なくありません。

また、本年7月に公表された犯収法施行規則の改正案では、転送不要郵便を利用する非対面取引の本人特定事項の確認方法が厳格化されているため、この確認方法を利用する広範な業務・事務の見直しが必要になります。

本セミナーでは、最新法令の内容等を踏まえ、金融機関の業務・事務の見直し上の着眼点、法務・コンプライアンス上の留意点を分かりやすく解説します。

**参加対象**

金融機関の法務・コンプライアンス部門、内部監査部門、事務・システム部門の管理者・担当者、役員、監査役を主な対象とします。

**参加費用**

会員/賛助登録して頂いた方は、初めて受講する研修セミナーの参加費用を無料とします。  
会員 年会費/年賛助金 10,000円 参加費用 初回無料、2回目以降 5,000円  
非会員 参加費用 毎回 10,000円

**プログラム**

- 民法（相続編）改正に係る法務・コンプライアンス・事務の見直し上の留意点
  - 改正法のポイント
    - 自筆証書遺言の要件の見直し
    - 預金の仮払制度の導入
    - 遺言執行者による手続への対応など
  - 銀行の窓口業務等への影響と実務対応上の留意点
  - 保険会社の保全業務への影響と実務対応上の留意点
- 改正犯収法規則（案）の法務・コンプライアンス・事務の見直し上の留意点
  - 非対面の個人取引の確認方法の厳格化のポイント
  - 法人の本人特定事項の新しい確認方法を採用する場合の注意点
  - 銀行・保険会社の業務・事務への影響と実務対応上の留意点

講師 浅井国際法律事務所 弁護士 浅井 弘章 氏

**受講証明**

CIA、CFSA、CCSA、CFE等に係るCPE申請のための受講証明を発行します(3CPE)

**申し込み**

協会ホームページよりお申し込みください。 [https://ifra.jp/seminar\\_info/index.html](https://ifra.jp/seminar_info/index.html)